

議第90号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

高島市長 福井正明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成17年高島市条例第48号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 処分する財産の種類  
土地および建物
- 2 処分する財産の所在等
  - (1) 土地

所在	字	地番	地目	面積
高島市今津町 南新保	大瀬至	87番16	宅地	2,285.38㎡
高島市今津町 南新保	大瀬至	87番22	宅地	372.25㎡
計 2筆				2,657.63㎡

(2) 建物

用途	所在地	構造および規模
福祉施設	高島市今津町南新保大瀬至87番16	鉄筋コンクリート造2階建 1,411.60㎡
倉庫	高島市今津町南新保大瀬至87番22	木造スレート葺平屋建 24.00㎡
車庫	高島市今津町南新保大瀬至87番22	木造スレート葺平屋建 36.45㎡

3 処分の相手方

高島市今津町南新保 8 7 番地 1

一般財団法人近江愛隣園 代表理事 岸本 郁男

4 処分の方法

売買

5 売却金額

64,291,600円

6 処分の理由

この財産は、高島市あいあいタウン地域交流センター跡施設再利用事業の建物および敷地として、同事業プロポーザル審査委員会において購入予定者を選定し、売却するもの。